

事務局職制に関する規則

(平成四年十二月十八日規則第五十三号)

改正 平成一〇年二月一八日

同	一一年	二月一九日
同	一三年	三月二日
同	一三年	七月二日
同	一五年	二月二日
同	一七年	三月二七日
同	一八年	三月二六日
同	二〇年	三月二四日
同	二四年	九月二四日
同	二六年	一月二七日

- 1 -

三 課長補佐

四 主任

五 課員

(部長)

第三条 事務総長は、会長の同意を得て部長を任命し、各部に配属する。

2 部長は、上司の命を受けて、次の職務を行う。

一 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)の会務に関する企画及び立案

二 連合会の会務に関する対外的折衝

三 連合会内の各機関等との連絡及び調整

四 部内の各課の連絡及び調整

五 部に所属する課長及び課員の指導監督

六 他の部との連絡及び調整

(課長)

第四条 事務総長は、会長の同意を得て課長を任命し、各課に配属する。

2 課長は、上司の命を受けて、次の職務を行う。

一 連合会の会務に関する企画及び立案

二 各課との連絡及び調整

三 課務の掌理

(目的)

第一条 この規則は、事務局職制(会規第一号)第三条に基づき、事務局の職制に関し必要な事項を定める。

(職制)

第二条 職員の職制は、次のとおりとする。

一 部長

二 課長

- 2 -

四 課員の指導及び監督

(課長補佐)

第五条 事務総長は、会長の同意を得て課長補佐を任命し、各課に配属することができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、又は課長の命を受け、若しくは課長に事故があるときは、その職務を代理する。

(主任)

第六条 事務総長は、会長の同意を得て主任を任命し、各課に配属することができる。

2 主任は、上司の命を受けて、次の職務を行う。

一 課員に対する業務指導及び援助

二 所管業務及び関連業務に関する課長への助言及び協力

(課員)

第七条 課員は、上司の命を受けて、担当事務を行う。

(解任)

第八条 事務総長は、相当の理由があるときは、会長の同意を得て、部長、課長、課長補佐又は主任の職を解くことができる。

(任免基準等)

第九条 部長、課長、課長補佐及び主任の任免基準、資格

及び任免手続は、事務総長が定める。

(事務の分掌)

第十条 事務局に、その事務を分掌するため、次の部を置く。

一 総務部

二 審査部

三 法制部

四 人権部

五 業務部

六 企画部

2 総務部に、次の課を置く。

一 総務課

二 情報システム・施設管理課

三 経理課

四 人事課

3 審査部に、次の課を置く。

一 審査第一課

二 審査第二課

三 審査第三課

4 法制部に、次の課を置く。

一 法制第一課

二 法制第二課

5 人権部に、次の課を置く。

一 人権第一課

二 人権第二課

6 業務部に、次の課を置く。

一 業務第一課

二 業務第二課

三 業務第三課

7 企画部に、次の課を置く。

一 企画課

二 広報課

三 国際課

(各課の所管事項)

第十一条 各課の所管事項は、事務総長が定める。

(事務分掌の指示)

第十二条 事務総長は、特定の部、課及び職員に対し、特定の事項を指定してその処理又は兼務を命ずることができる。

(関連団体への出向者の取扱)

第十三条 第二条の規定は、連合会の関連団体に出向中の者に対しても適用する。

- 5 -

附則

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 事務局職制に関する規則(規則第四十九号)は、この規則施行と同時に廃止する。

附則(平成一〇年二月一八日改正)

第十一条、第十七条ないし第二十三条の改正規定は、平成十一年四月一日より施行する。

附則(平成一一年二月一九日改正)

第十一条第五項第二号及び第三号、第十七条第九号並びに第二十一条ないし第二十四条の改正規定は、平成十一年七月一日から施行する。

附則(平成一三年三月二日改正)

第十五条第七号の改正規定は、平成十三年八月一日から施行する。

附則(平成一三年七月二二日改正)

第十一条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第十二条ないし第二十四条の改正規定は、平成十三年八月一日から施行する。

附則(平成一五年二月二二日改正)

第十一条第二項第三号及び第四号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

- 6 -

附 則（平成一七年三月一七日改正）

年二月一日から施行する。

- 1 第二条から第九条まで（第六条から第九条までを四条
ずつ繰り上げる部分を含む。）の改正規定、第五条に繰
り上げる第九条の次に三条を加える改正規定、第十条（見
出し及び同条を第九条とする部分を含む。）の改正規定、
第十一条を第十条とする改正規定並びに第十二条から第
十四条まで（各条を一条ずつ繰り上げる部分を含む。）
の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 第十一条（同条を第十条とする部分を除く。）の改正
規定は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月一六日改正）

第十条第三項第三号の改正規定は、平成十八年四月一日
から施行する。

附 則（平成二〇年三月一四日改正）

第十条第二項及び第四項の改正規定は、平成二十年七月
一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日改正）

第十条第二項第二号の改正規定は、平成二十四年十月一
日から施行する。

附 則（平成二六年一月一七日改正）

第十条第六項第三号（新設）の改正規定は、平成二十六